

政令第 号

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「この条」の下に「及び第十三条第一号ニ」を加える。

第十三条第一号を次のように改める。

一 次に掲げる区域内における都市開発事業（次号及び第三号に掲げる都市開発事業を除く。） ○・五

ヘクタール

イ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯

ロ 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域

ハ 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域

ニ 指定都市の区域

第十三条第二号中「当該都市開発事業の」を「前号イからニまでに掲げる区域内における都市開発事業であつて、当該都市開発事業の」に改め、「における当該都市開発事業」の下に「（次号に掲げる都市開発事業を除く。）」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 第一号イからニまでに掲げる区域内における都市開発事業であつて、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第十項に規定する認定基本計画において同条第二項第四号に掲げる事項として定められた都市開発事業 ○・二ヘクタール

第十三条に次の一号を加える。

四 第一号イからニまでに掲げる区域以外の区域内における都市開発事業 ○・二ヘクタール

附 則

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

理由

都市の再生を一層促進するため、首都圏整備法に規定する既成市街地及び近郊整備地帯等の区域以外の区域内における都市開発事業について、民間事業者が国土交通大臣による民間都市再生整備事業計画の認定を申請することができる都市開発事業の整備事業区域の規模の要件を緩和する必要があるからである。